

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 4 号
発行日 令和 8 年 2 月 2 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課) . . . 1
- 綾部市シカ捕獲強化事業奨励金支給要綱の一部改正
(林政課) . . . 3
- 綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱の一部改正
(林政課) . . . 4

○ 公 告

- 外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について
(学校教育課) . . . 16
- 公示送達
(市民・国保課) . . . 36
- 公示送達
(税務課) . . . 37
- 所有者の判明しない動物の抑留について
(保健推進課) . . . 38
- 公示送達
(税務課) . . . 39
- 綾部市立病院桜が丘宿舎 A の売却一般競争入札について
(保健推進課) . . . 40
- 綾部市立病院桜が丘宿舎 B の売却一般競争入札について
(保健推進課) . . . 41
- 綾部市営住宅の入居者募集公告
(都市建築課) . . . 42

○ 教育委員会告示

- 令和 7 年度第 1 0 回綾部市教育委員会会議の招集告示 . . . 55
- 選挙管理委員会告示
 - 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数 . . . 56
 - 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数 . . . 57
 - 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数 . . . 58
 - 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における各投票区の投票所 . . . 59
 - 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における期日前投票所 . . . 61
 - 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 . . . 62
 - 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 . . . 63
 - 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙の投票所を閉じる時刻

の繰上げ	・・・ 64	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所	・・・ 73
・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票の場所及び日時	・・・ 65	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	・・・ 75
・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	・・・ 66	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において選挙長及び綾部市選挙管理委員会が事務を行う場所	・・・ 76
・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票立会人として届出のあった者が 10 人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	・・・ 67	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・ 77
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 50 分の 1 の数	・・・ 68	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所	・・・ 78
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数	・・・ 69	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・ 79
・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数	・・・ 70	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の開票事務について	・・・ 80
・ 綾部市長選挙の期日	・・・ 71	・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙において用いる政	・・・ 81
・ 綾部市議会議員補欠選挙の期日及び選挙すべき議員の数	・・・ 72		
・ 令和 8 年 1 月 2 5 日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所			

治活動用自動車の表示板の配色	・ ・ ・ 82	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 94
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額	・ ・ ・ 83	・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会を開始する時刻の繰上げ	・ ・ ・ 95
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における街頭演説用標旗等の配色	・ ・ ・ 84	・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙において当選した当選人	・ ・ ・ 96
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票の順序	・ ・ ・ 85	・ 令和8年1月25日執行の綾部市議会議員補欠選挙において当選した当選人	・ ・ ・ 97
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式	・ ・ ・ 86	・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数	・ ・ ・ 98
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において使用する選挙長の印	・ ・ ・ 91	・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者数の3分の1の数	・ ・ ・ 99
・ 令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・ ・ ・ 92	・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・ ・ ・ 100
・ 令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所	・ ・ ・ 93	・ 令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所	・ ・ ・ 101
・ 令和8年2月8日執行予定の		・ 令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所	・ ・ ・ 103

- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所

・・・ 104
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任

・・・ 105
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任

・・・ 106
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰り上げ

・・・ 107
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票の場所及び日時

・・・ 108
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者の選任

・・・ 109
- ・ 令和 8 年 2 月 8 日 執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定める

くじを行う場所及び日時

・・・ 110

○市長選挙選挙長告示

- ・ 令和 8 年 1 月 2 5 日 執行の綾部市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所

・・・ 111

- ・ 令和 8 年 1 月 2 5 日 執行の綾部市長選挙における候補者の届出について

・・・ 112

○市議会議員補欠選挙選挙長告示

- ・ 令和 8 年 1 月 2 5 日 執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所

・・・ 114

- ・ 令和 8 年 1 月 2 5 日 執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者の届出について

・・・ 115

綾部市告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

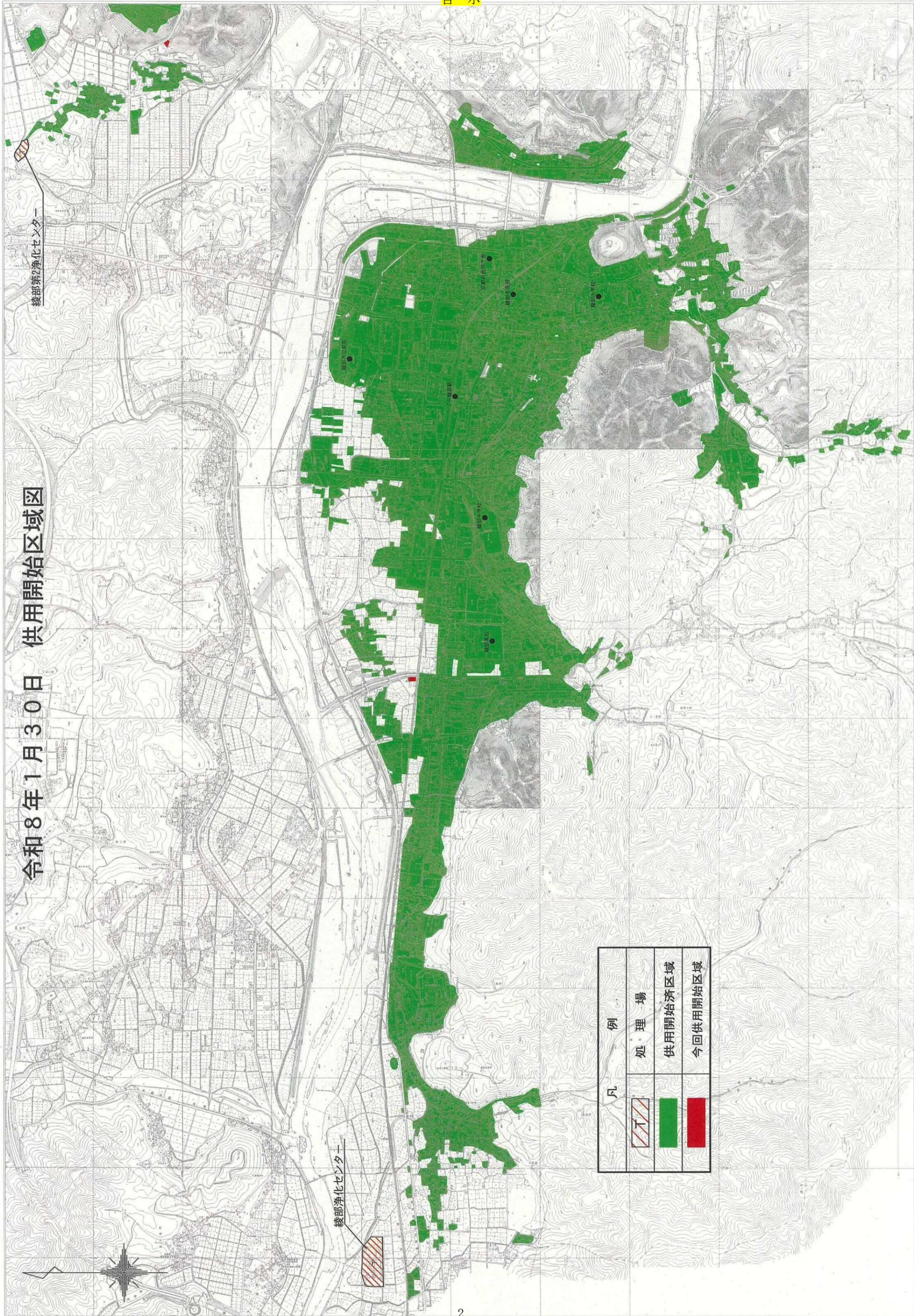
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和8年1月30日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和8年1月30日
- 2 下水を排除すべき区域 多田町、延町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 多田町、延町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和8年1月30日
- 6 下水を処理すべき区域 多田町、延町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
名称 綾部浄化センター
 - (2) 位置 多田町後路49番地の1
名称 綾部第2浄化センター

令和8年1月30日 供用開始区域図



凡 例	
	処 理 場
	供用開始区域
	今回供用開始区域

綾部市告示第 3 号

綾部市シカ捕獲強化事業奨励金支給要綱（平成 25 年綾部市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条第 1 項第 3 号中「10 頭」を「20 頭」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 2 日から施行し、改正後の綾部市シカ捕獲強化事業奨励金支給要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

綾部市告示第 4 号

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱（平成 30 年綾部市告示第 125 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

題名を次のように改める。

綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

第 2 条中「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を「里山林活性化による多面的機能発揮対策事業」に改める。

第 3 条中「事業及び経費並びに事業費単価は別表」を「事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第 1 に、補助上限単価は別表第 2」に、「事業費」を「補助対象経費」に、「とする」を「とし、別表第 2 に定める補助上限単価により算出した額に 8 分の 1 を乗じて得た額を限度とする」に改める。

第 4 条中「森林・山村多面的機能発揮対策事業における」を「里山林活性化による多面的機能発揮対策事業における」に、「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付申請書」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付申請書」に、「森林・山村多面的機能発揮対策事業において」を「里山林活性化による多面的機能発揮対策事業において」に、「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金採択決定前着手届」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金採択決定前着手届」に改める。

第 5 条中「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書」に改める。

第 6 条中「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金変更承認申請書」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金変更承認申請書」に改める。

第 7 条中「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金実績報告書」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金実績報告書」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費
地域活動型 森林資源 活用	雑草木の刈払い・集積・搬出・ 処理、落ち葉掻き、地ごしら え、植栽、は種、施肥、不要萌 芽の除去、緩衝帯・防火帯作設 のための樹木の伐採・搬出・処	人件費、燃油代、傷害保 険、賃借料、ヘルメッ ト・手袋・安全靴・な た・のこぎり・防護服等 の消耗品（資機材等整備

告 示

		理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付け・は種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等	に掲げる補助対象経費を除く。)、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
	竹林資源活用	竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等	
複業実践型		間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地ごしらえ、植栽、は種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付け・は種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等	
機能強化		歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り	
関係人口創出・維持		地域外関係者との活動内容の調	人件費、燃油代、地域外

告 示

	整、地域外関係者受入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等	関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（資機材等整備に掲げる補助対象経費を除く。）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
資機材等整備	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）	刈払機、チェーンソー、丸のこ、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（関係人口創出・維持の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。）、携帯型GPS機器、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話合い、研修等	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

別表第1の次に次の1表を加える

別表第2（第3条関係）

区 分	補 助 上 限 単 価
地域活動型 森林資源活用	1 h a 当たり 1 6 0 , 0 0 0 円（初年度） 1 5 4 , 6 6 7 円（2年目）

告 示

		149,334円(3年目)
	竹林資源活用	1haあたり 442,667円(初年度) 405,334円(2年目) 368,000円(3年目)
複業実践型		1haあたり 254,667円(初年度) 234,667円(2年目) 216,000円(3年目)
機能強化		1mあたり 1,067円
関係人口創出・維持		年間あたり 66,667円
資機材等整備		購入額の1/2以内
		購入額の1/3以内(林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋の購入に限る。)
		賃借料の1/3以内
活動推進費		年間あたり 50,667円

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名
代表者
電話番号

綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付申請書

綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 活動組織名
- 2. 活動場所
- 3. 補助金額 円

取組メニュー	補助上限単価	森 林 等 面 積	補助対象 経 費	補助金額（補 助対象経費の 1 / 8 以内）
活動推進費	50,667円/年	—	円	円
地域活動型 （森林資源活 用）	160,000円/ha（初年度）	ha	円	円
	154,667円/ha（2年目）			
	149,334円/ha（3年目）			
地域活動型 （竹林資源活 用）	442,667円/ha（初年度）	ha	円	円
	405,334円/ha（2年目）			
	368,000円/ha（3年目）			
複業実践型	254,667円/ha（初年度）	ha	円	円
	234,667円/ha（2年目）			
	216,000円/ha（3年目）			
小 計	—	ha	円	円
機能強化	1,067円/m	m	円	円
関係人口 創出・維持	66,667円/年	—	円	円
資機材等整備	購入額の1 / 2以内	円	円	円
	購入額の1 / 3以内	円	円	円
	賃借料の1 / 3以内	円	円	円
合 計	—	—	円	円

（注）面積は0.1ha、延長はm単位で記入してください。

(添付資料)

- 1 里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知）別紙Ⅲ－第4－4－（1）に規定する採択申請において提出した事業計画書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号中「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金採択決定前着手届」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金採択決定前着手届」に、「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱」に「事業費」を「補助対象経費」に改める。

様式第 3 号中「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書」に、「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金に」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金に」に、「綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱」を「綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱」に改める。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名
代表者
電話番号

綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

取組メニュー	補助上限単価	森 林 等 面 積	補助対象 経 費	補助金額（補 助対象経費の 1 / 8 以内）
活動推進費	50,667円/年	—	円	円
地域活動型 （森林資源活 用）	160,000円/ha（初年度）	h a	円	円
	154,667円/ha（2年目）			
	149,334円/ha（3年目）			
地域活動型 （竹林資源活 用）	442,667円/ha（初年度）	h a	円	円
	405,334円/ha（2年目）			
	368,000円/ha（3年目）			
複業実践型	254,667円/ha（初年度）	h a	円	円
	234,667円/ha（2年目）			
	216,000円/ha（3年目）			
小 計	—	h a	円	円
機能強化	1,067円/m	m	円	円
関係人口 創出・維持	66,667円/年	—	円	円
資機材等整備	購入額の1 / 2以内	円	円	円
	購入額の1 / 3以内	円	円	円
	賃借料の1 / 3以内	円	円	円
合 計	—	—	円	円

（注）変更部分は2段書きとし、上段に（ ）書きで変更前の数値を記載すること。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名
代表者
電話番号

綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、綾部市里山林活性化による多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1. 活動組織名
2. 活動場所
3. 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円
補助金精算額 円

取組メニュー	補助上限単価	森 林 等 面 積	補助対象 経 費	補助金額（補 助対象経費の 1 / 8 以内）
活動推進費	50,667円/年	—	円	円
地域活動型 （森林資源活 用）	160,000円/ha（初年度）	ha	円	円
	154,667円/ha（2年目）			
	149,334円/ha（3年目）			
地域活動型 （竹林資源活 用）	442,667円/ha（初年度）	ha	円	円
	405,334円/ha（2年目）			
	368,000円/ha（3年目）			
複業実践型	254,667円/ha（初年度）	ha	円	円
	234,667円/ha（2年目）			
	216,000円/ha（3年目）			
小 計	—	ha	円	円
機能強化	1,067円/m	m	円	円
関係人口 創出・維持	66,667円/年	—	円	円
資機材等整備	購入額の1 / 2以内	円	円	円
	購入額の1 / 3以内	円	円	円
	賃借料の1 / 3以内	円	円	円
合 計	—	—	円	円

（注）面積は0.1ha、延長はm単位で記入してください。

(添付資料)

- 1 補助対象事業の活動を記録した書類
- 2 補助対象事業を実施したことを証する写真（実施前・実施中・実施後）
- 3 補助金の金銭出納について分かる書類
- 4 領収書等の支出証拠書類の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和8年2月2日から施行し、改正後の綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

綾部市公告第2号

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和8年1月13日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の外国語指導助手派遣業務について、契約業者の選定にあたり別添「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

外国語指導助手派遣業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する外国語指導助手派遣業務に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別添1「外国語指導助手派遣業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 契約方法

外国語指導助手派遣契約とする。

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 契約上限額

51,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(6) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 上田
TEL：0773-42-4323
FAX：0773-43-0991
e-mail：gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 契約予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去3年以内（令和5年1月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和8年1月13日（火）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和8年1月19日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和8年1月23日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和8年1月30日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和8年2月6日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が6者以上あった場合のみ
令和8年2月6日（金）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和8年2月18日（水）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所
令和8年2月25日（水）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和8年2月下旬	契 約 予 定 者 決 定	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等

① 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配付

- (1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
② 事務局での直接配付

- (2) 配付期間

令和8年1月13日（火）から1月30日（金）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

- (1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

- (2) 審査基準

- ① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 見積額	10点
合 計	30点

- ② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和8年2月6日（金）

二次審査

- (1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 各評価点数を合算した値の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない提案者は選外とする。

(3) 応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

(4) 実施日

令和8年2月18日(水) *会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知。

通知予定日：令和8年2月6日(金)

(5) 実施方法

①説明時間は参加者ごとに約40分間

・企画提案書等の説明・プレゼンテーション(20分)

・質疑応答・ヒアリング(20分)

②提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

③参加者は3人以内とする。

④プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点しますので、各項目順に提案説明を行うこと。

(6) その他

二次審査に参加しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②会社の事業方針等と事業関連性	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (80点)	① 総合的な支援体制・支援内容	10点
	② 安全管理体制、トラブルへの対応	10点
	③ ALTの採用方法・条件など	10点
	④ ALTの研修体制・内容など	10点
	⑤ ALTの管理体制など	10点
	⑥ 教員等に対する支援体制など	5点
	⑦ 小・中学校の夏休みにおけるALTの活用方法の提案	10点
	⑧ 仕様書に示された内容以外で独自提案など	
	⑨ 見積金額	15点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和8年2月25日（水）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(5)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和8年1月19日（月）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：上記3の定めるところまで

(5) 回答方法：電子メールアドレス宛での返信メール及びホームページに公開

(6) 回答期限：令和8年1月23日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

13 その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。

(7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

(8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

外国語指導助手派遣業務に係る仕様書

1 業務事業名

外国語指導助手派遣業務

2 目的

綾部市立小・中学校において、外国語指導助手（以下「ALT」という。）が指導することにより、児童・生徒に楽しみながら、生きた外国語を身に付けさせる。また、幼稚園等において、園児に外国の文化や生活習慣を理解させるなど国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

3 派遣期間及び人数

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3か年）

派遣人数は小学校配置2名、中学校配置1名とする。

4 就業日時

- (1) 就業日は、原則として、月曜日から金曜日（国民の祝日、長期休業期間を除く。）までとし、就業時間は、午前8時30分から午後4時45分までとする。1週間の総就業時間は36時間15分とし、1日の就業時間数は7時間15分未満とする。ただし、1日の授業時数は6時限以内とする。
- (2) 派遣元はALTと協議し、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に振替えて業務を行うことができる。この場合は、総就業時間の範囲内において調整を行うものとする。
- (3) ALTの都合により業務が実施できない時は、派遣元は代替りのALTにより業務を履行するか、又は未実施分を教育委員会と調整の上、就業期間中の他の日に実施する。

5 就業場所

就業場所は、中学校6校、小学校10校、幼稚園1園を基本とする。

6 業務内容

- (1) 小学校及び中学校英語授業における英語指導
- (2) 小学校外国語活動における指導
- (3) 幼稚園等における外国語活動及び国際理解教育
- (4) 教職員等との英語会話の実演
- (5) 教職員等に対する英語研修
- (6) 教職員等に対する効果的な指導方法の提案
- (7) 綾部市が実施する英語活動事業等に参加する児童・生徒等への指導
- (8) 綾部市又は綾部市教育委員会が必要と認める学校行事、国際交流事業、地域行事などにおける交流及び英語指導

- (9) 英語教材作成の助言
- (10) 上記各項に付随又は関連する業務
- (11) その他教育長又は校園長が必要と認め、A L Tが合意する業務

7 資格・資質等

A L Tは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語（第一言語）とし、大学以上の教育機関を卒業していること、又は同等の能力を有する者であること。
- (2) 健康診断を受診し、心身ともに健康であり、職務に専念することができること。
- (3) 業務の履行上、要する日本語会話能力を有すること。
- (4) 日本での生活と教育に適応性があり、綾部市での生活に溶け込む積極性があること。
- (5) 社会人としての常識や責任感があること。
- (6) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、協調性があること。
- (7) 外国語指導の能力があること。（指導業務又は教職経験を有することが望ましい。）
- (8) 就業時間を厳守すること。
- (9) 業務の履行に必要な就労ビザを取得していること。
- (10) 法令等を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (11) 指導者としてふさわしい態度・服装等をすること。

8 法令の遵守等

業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守ること。また業務終了後も守秘義務を厳守すること。

9 派遣業務履行状況の調査

派遣業務履行状況の調査、改善は、次のとおりとする。

- (1) 派遣先は、必要と認めるときは、派遣元に対し、派遣業務の実施状況に関し報告を求めることができる。
- (2) 派遣先が、派遣業務の実施状況に問題が生じていると判断した場合、派遣元は調査の上、必要な改善をはかること。

10 派遣元において負担するべき事項

A L Tの渡航費、交通費、その他人事労務管理費等、派遣業務の履行に要する一切の費用は、派遣元の負担とする。

11 訪問計画

学校等への訪問計画については、派遣元において、あらかじめ学校等とスケジュール調整を行うものとし、決定した訪問計画について教育委員会に報告するものとする。

1 2 契約の締結

本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第2号の規程により、令和8年3月綾部市議会定例会の議決をもって締結するものとし、議決が得られなかった場合には、契約を締結しない。

1 3 契約金の支払等

契約金は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額とする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

契約金の支払いは、令和8年4月1日から令和11年3月31日とし、毎月後払いとする。派遣元は、前月分の業務に係る報告書及び請求書を教育委員会に提出し、教育委員会は翌月末までに派遣元の指定する金融機関の口座に契約金（契約金を契約月数で除した金額）を振り込むものとする。この場合において、各月の支払額に円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終月の請求に加えて支払うものとする。

1 4 その他

- (1) A L Tの保険、業務中に発生した事故等は全て派遣元の責任において対応するものとする。
- (2) 業務中に派遣元又はA L Tの責に帰す理由により、教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、派遣元の責任において賠償するものとする。ただし、その発生が教育委員会又は学校に帰する場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合はその都度双方協議するものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。また、受注者は、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表」で確認した項目を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(基本的事項)

第3条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された電子媒体及び書類、個人データを取り扱う機器等（以下「資料等」という。）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第9条 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
 - 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
 - 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
 - 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

- 第11条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(個人情報の管理)

- 第12条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を記録すること。
 - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(運搬)

- 第13条 受注者は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、毀損及び滅失を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(受渡し)

第 14 条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第 15 条 受注者は、本委託業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。
- 6 受注者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、返還する資料等（資料名称や個人情報の項目、媒体名、数量等の内容がわかるもの）の明細とともに引き渡しを行うとともに、複製された資料等がないことを証する書面をあわせて発注者に提出しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 16 条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 18 条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第 19 条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は実地調査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第 20 条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員、その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示)

- 第 21 条 発注者は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

- 第 22 条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれのあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第 23 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第 24 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

- 第 25 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報については、特記仕様書第 2 条から前条までの規定を適用する。

(合意管轄)

- 第 26 条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

■外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項、留意事項	審査項目との対比
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと ○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」：総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 ①経験年数、保有資格 本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格を記載すること ②担当する業務体制など 本業務の遂行に係る業務体制などを適宜記載すること	一次審査② 二次審査・業務実施体制①
2 業務を行う者の資格、経歴及び担当業務	【様式2】	正本1・副本7	○下記の事項について記載すること ①総合的な支援体制・支援内容 本業務の目的を達成するための総合的な支援体制・支援内容 ②安全管理体制、トラブルへの対応 欠員が生じた場合の対応、事故や災害等に関する安全管理体制など ③A L T の採用方法・条件など A L T の採用体制、採用基準、採用方法など ④A L T の研修体制・内容など 業務開始前及び開始後の研修実施方法など ⑤A L T の管理体制など 業務履行状況の確認、評価手法、また労務管理体制など ⑥教員等に対する支援体制など ⑦小・中学校の夏休みにおけるA L T の活用方法の提案 ⑧仕様書に示された内容以外で独自提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること	一次審査 二次審査・企画提案内容① 二次審査・企画提案内容② 二次審査・企画提案内容③ 二次審査・企画提案内容④ 二次審査・企画提案内容⑤ 二次審査・企画提案内容⑥ 二次審査・企画提案内容⑦
3 企画提案書	様式任意 (A4版)	正本1・副本7	○見積金額は、要領2の(4)の契約上限額の範囲内とすること ○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと ○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること ○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること ○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類 ○令和7年4月1日以降のもの ○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和7年4月1日以降のもの	一次審査③ 二次審査・企画提案内容⑧
4 見積書	様式任意	正本1・副本7		一次審査①・② 二次審査・業務実施体制①
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本7		一次審査① 二次審査・業務実施体制①
6 財務諸表	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①
7 登記簿謄本	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①
8 納税証明書	写し可	正本1		一次審査① 二次審査・業務実施体制①

※提出書類のうち、6 財務諸表、7 登記簿謄本及び8 納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式 1】

参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1・本様式】	正本1
2	業務を行う者の資格、経歴及び担当業務【様式2】	正本1・副本7
3	企画提案書	正本1・副本7
4	見積書	正本1・副本7
5	会社概要・業務実績書【様式3】	正本1・副本7
6	財務諸表	正本1
7	登記簿謄本	正本1
8	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業 務 を 行 う 者 の 資 格 、 経 歴 及 び 担 当 業 務

役 割	氏 名	年 齢	経 験 年 数	保 有 資 格
総括管理者		歳	年	
	担当する業務など			
主任担当者		歳	年	
	担当する業務など			
主任担当者		歳	年	
	担当する業務など			

※表が不足する場合は適宜追加のこと。

【様式3】

会 社 概 要

令和8年1月1日現在

商号又は名称	
住所	
創業	年 月 日
営業年数	年
貸借対照表 総資本額	千円
損益計算書 税引前当期利益	千円
常勤職員の数	人
事業方針	

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去3年以内（令和5年1月1日以降）において、類する業務の受注実績

	1	2	3
業務名			
契約金額	円	円	円
業務実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発注機関名			
業務の概要等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式4】

質 問 書

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和8年1月19日（月）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和8年1月23日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

綾部市公告第3号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年1月15日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 4 号

次の書類は、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 8 年 1 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第5号

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

綾部市長 山崎善也

- | | | |
|----|------|----------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和8年1月22日 午後2時 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市味方町薬師谷地内 |
| 3 | 動物種 | 犬 |
| 4 | 種類 | 柴 |
| 5 | 体格 | 中 |
| 6 | 毛色 | 茶 |
| 7 | 性別 | 雌 |
| 8 | その他 | 赤色布製首輪装着 |
| 9 | 犬の鑑札 | なし |
| 10 | 注射済票 | なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和8年1月26日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第6号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和8年1月26日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第7号

綾部市立病院桜が丘宿舎Aの売却について、一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

綾部市長 山崎善也

1 入札に付する物件及び予定価格

物件番号	所在地	地目	面積（登記簿）	予定価格
1	綾部市桜が丘 一丁目13番2	宅地	202.85 m ²	6,200,000 円
		建物	1階 78.86 m ² 2階 84.46 m ²	3,200,000 円

2 入札参加者の資格等

別紙「綾部市立病院桜が丘宿舎A売却実施要領（一般競争入札）」に定めるとおり。

綾部市公告第 8 号

綾部市立病院桜が丘宿舎 B の売却について、一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 入札に付する物件及び予定価格

物件番号	所在地	地 目	面積（登記簿）	予定価格
2	綾部市桜が丘 一丁目 17 番 6	宅 地	220.37 m ²	6,700,000 円
		建 物	1 階 78.86 m ² 2 階 84.46 m ²	4,400,000 円

2 入札参加者の資格等

別紙「綾部市立病院桜が丘宿舎 B 売却実施要領（一般競争入札）」に定めるとおり。

綾部市公告第9号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和8年2月2日

綾部市長 四方 源太郎

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（1LDK：主に単身用・2LDK：世帯用）

団地名 （建設年）	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
レ・フルール （平成30年）	味方町	軽量鉄骨造	2LDK	1戸	20,700～
レジデンス川糸 （令和5年）	川糸町	軽量鉄骨造	1LDK	1戸	13,500～

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間となります。
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000円（税別）】
 - ・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
 - ・ペット等の飼育はできません。
 - ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和8年2月2日（月）から2月27日（金）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和8年2月17日（火）から2月27日（金）まで ※土・日・祝日を除く
午前9時～12時、午後1時～5時まで（19日（木）・26日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部都市建築課住宅・空家等対策担当

42-3280（内線333） 42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・ 家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・ 申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所都市建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

③令和7年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和7年度課税証明書等（次項参照）

(1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	・令和7年度課税証明書 ・令和7年分源泉徴収票 <u>※両方提出してください。</u>
令和7年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	・給与支払証明書（別紙） <u>※両方提出してください。</u>

(2) 事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和7年1月1日以前から引き続き営業している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	・令和7年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）
令和7年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和7年度課税証明書 ・営業実績証明書（別紙）
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	<u>※両方提出してください。</u>

(3) 年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和7年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで	・令和7年度課税証明書
令和7年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し <u>※両方提出してください。</u>

(4) 収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所都市建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和7年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します。なお、必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和8年4月3日（金）予定

10 入居可能日

令和8年5月1日（金）予定

11 住宅困窮基準

【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 80,000\text{円} = \underline{\underline{1,919,200\text{円}}}$$

なお、令和7年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和7年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一 般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一 般 申込者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> ・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族 	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方 	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 	1人につき40万円
寡 婦	<p>年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方</p> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	35万円 ただし、所得金額が35万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	<p>申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者</p> <p>※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額</p>	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

募集団地位置図

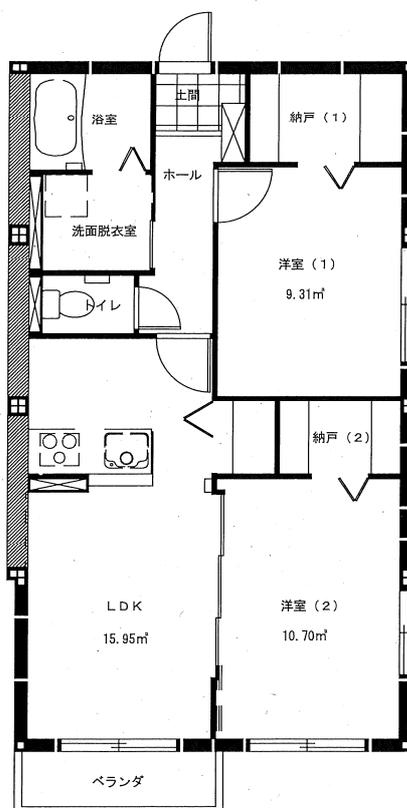
- ① レ・フルール（味方町）
- ② レジデンス川糸（川糸町）



募集団地間取図

募集団地間取図

レ・フルール（味方町）



2LDK 平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

レジデンス川糸



1LDK平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第10回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年1月20日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和8年1月26日（月）午後3時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市選挙管理委員会告示第5号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

522人

綾部市選挙管理委員会告示第6号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,689人

綾部市選挙管理委員会告示第7号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 345人

綾部市選挙管理委員会告示第8号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町 9 1
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁島 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ (市民センター)	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市農業振興センター	綾部市多田町寺田 2 - 2
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 ひいらぎルーム	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原町公民館	綾部市西原町弓矢 1 3
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター	綾部市武吉町中井根 3 5
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 会議室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第9号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所まちづくりセンター1階第1会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和8年1月17日(土)から 令和8年1月24日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木5番地	令和8年1月22日(木)から 令和8年1月24日(土)まで 午前9時から午後7時まで
西部いきいきセンター	京都府綾部市物部町東野46番地の1	令和8年1月22日(木)から 令和8年1月24日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第10号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第11号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第13号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪39番地の10
- 2 開票日時 令和8年1月25日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第14号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第15号

令和8年1月25日執行の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月16日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 1 場 所 | 綾部市役所 まちづくりセンター1階第2会議室
綾部市若竹町8番地の1 |
| 2 日 時 | 令和8年1月22日（木）午後5時10分から |

綾部市選挙管理委員会告示第16号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

522人

綾部市選挙管理委員会告示第17号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8, 6 8 7 人

綾部市選挙管理委員会告示第18号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 344人

綾部市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法第33条第1項の規定により行う綾部市長選挙の期日を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙期日 令和8年1月25日

綾部市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法第113条第3項の規定により行う綾部市議会議員補欠選挙の期日及び選挙すべき議員の数を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 選挙期日 令和8年1月25日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

綾部市選挙管理委員会告示第21号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町 9 1
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁島 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ (市民センター)	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市農業振興センター	綾部市多田町寺田 2 - 2
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 ひいらぎルーム	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原町公民館	綾部市西原町弓矢 1 3
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター	綾部市武吉町中井根 3 5
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 会議室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第22号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所まちづくりセンター1階第1会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和8年1月19日(月)から 令和8年1月24日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木5番地	令和8年1月22日(木)から 令和8年1月24日(土)まで 午前9時から午後7時まで
西部いきいきセンター	京都府綾部市物部町東野46番地の1	令和8年1月22日(木)から 令和8年1月24日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第23号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第24号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び綾部市選挙管理委員会が候補者等の提出する各種届出等の受付を行う場所
綾部市長選挙
綾部市役所 まちづくりセンター1階第2会議室
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)
綾部市議会議員補欠選挙
綾部市役所 まちづくりセンター2階第1会議室
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)
- 2 綾部市選挙管理委員会が上記1以外の事務を取り扱う場所
綾部市選挙管理委員会事務局
(綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所内)

綾部市選挙管理委員会告示第25号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第26号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和8年1月25日（日） 午後9時30分から
- 2 場 所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪39番地の10

綾部市選挙管理委員会告示第27号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第28号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の開票事務は、公職選挙法第79条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第29号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

白地に黒色の文字

綾部市選挙管理委員会告示第30号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市長選挙 5, 210, 800円

綾部市議会議員補欠選挙 2, 925, 400円

綾部市選挙管理委員会告示第31号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

	綾 部 市 長 選 挙	綾部市議会議員補欠選挙
街頭演説用標旗	白地に紫色の文字	白地に青色の文字
街頭演説用腕章	〃	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃	〃
自動車、船舶の表示板	〃	〃
拡声機表示板	〃	〃

綾部市選挙管理委員会告示第32号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外における投票の順序は、次のとおりとする。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 綾部市長選挙の投票
- 2 綾部市議会議員補欠選挙の投票

綾部市選挙管理委員会告示第33号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市長選挙投票用紙

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>意 意 (注 一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こと。 二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こと。</p>	<p>綾 部 市 長 選 挙 投 票</p>	<p>綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印</p>
--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	----------------------------------------

投票用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市長選挙点字投票用紙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>(注) 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点 字 投 票	綾 部 市 長 選 挙 投 票	綾 部 市 選 挙 管 理 委 員 会 之 印
------------------------------	-----------------------------------------------------------------	------------------	--------------------------------------	----------------------------------------------------------

投票用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷し、印は赤色のインクで刷込式とする。

綾部市議会議員補欠選挙投票用紙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>意</p> <p>(注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	綾部市議会議員補欠選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	---------------	----------------------

投票用紙は水色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市議会議員補欠選挙点字投票用紙

こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名	<p>意 意</p> <p>(注 意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点 字 投 票	綾部市議会議員補欠選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	------------------	---------------	----------------------

投票用紙は水色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第34号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

綾部市長選挙選挙長印



綾部市議会議員補欠選挙選挙長印



綾部市選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第36号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和8年1月23日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第37号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和8年1月23日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和8年1月27日（火） 午後5時10分
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター1階第2会議室
綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第38号

令和8年1月18日付け綾部市選挙管理委員会告示第15号で告示した令和8年1月25日執行の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における選挙会を開始する時刻は、12分繰上げ午後9時18分とする。

令和8年1月25日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市選挙管理委員会告示第39号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和8年1月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

住 所	氏 名
京都府綾部市並松町上番取	四 方 源太郎

綾部市選挙管理委員会告示第40号

令和8年1月25日執行の綾部市議会議員補欠選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和8年1月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

住 所	氏 名
京都府綾部市青野町西ノ後	渡 辺 正 則

綾部市選挙管理委員会告示第41号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

521人

綾部市選挙管理委員会告示第42号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,679人

綾部市選挙管理委員会告示第43号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 340人

綾部市選挙管理委員会告示第44号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市ハート交流センター	綾部市新宮町 9 1
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁島 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ (市民センター)	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市農業振興センター	綾部市多田町寺田 2 - 2
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 ひいらぎルーム	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原町公民館	綾部市西原町弓矢 1 3
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター	綾部市武吉町中井根 3 5
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 会議室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	私市東老人憩の家	綾部市私市町北京 1 8
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 3 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	第一区公民館	綾部市睦合町在中 4 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	草壁公民館	綾部市睦寄町堂ノ下
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第45号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のように定める。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所まちづくりセンター1階第1会議室	綾部市若竹町8番地の1	令和8年1月28日(水)(国民審査は2月1日(日))から令和8年2月7日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで
上林いきいきセンター	綾部市八津合町上荒木5番地	令和8年2月5日(木)から令和8年2月7日(土)まで 午前9時から午後7時まで
西部いきいきセンター	綾部市物部町東野46番地の1	令和8年2月5日(木)から令和8年2月7日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第46号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

施 設 名	所 在 地
綾部市役所まちづくりセンター1階第1会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第47号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第48号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第50号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票の場所及び日時を、次のように定める。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪39番地の10
- 2 開票日時 令和8年2月8日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第51号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第52号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和8年1月27日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | |
|-------|------------------------------|
| 1 場 所 | 綾部市役所 本庁1階会議室
綾部市若竹町8番地の1 |
| 2 日 時 | 令和8年2月5日（木）午後5時10分から |

綾部市長選挙選挙長告示第1号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市長選挙

選挙長 中 田 誠 治

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和8年1月22日（木） 午後5時10分から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 まちづくりセンター1階第2会議室
綾部市若竹町8番地の1 |

綾部市長選挙選挙長告示第2号

令和8年1月25日執行の綾部市長選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和8年1月18日

綾部市長選挙
選挙長 中 田 誠 治

令和8年1月25日執行

綾部市長選挙立候補届出一覧

綾部市選挙管理委員会事務局

届出受理番号	届出年月日	候補者氏名 (ふりがな) 認定した通称 (ふりがな)	届出の別	住 所	年 齢	所属党派	職 業	新現 (前) 元の 別	ウェブサイト等のアドレス
1	令和8年1月18日	四方 源太郎 し かつ げんたろう	本人届出	京都府綾部市並松町上番取	満51歳	無所属	無 職	新	
2	令和8年1月18日	安 富 まさはる やす とみ まさはる	本人届出	京都府綾部市味方町薬師谷	満71歳	無所属	畜産環境ア ドバイザー	新	

綾部市議会議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和8年1月25日執行の綾部市議会議員補欠選挙における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上のときのくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和8年1月18日

綾部市議会議員補欠選挙
選挙長 吉 崎 進

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和8年1月22日（木） 午後5時10分から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 まちづくりセンター1階第2会議室
綾部市若竹町8番地の1 |

綾部市議会議員補欠選挙選挙長告示第2号

令和8年1月25日執行の綾部市議会議員補欠選挙において、候補者として次のとおり届出があった。

令和8年1月18日

綾部市議会議員補欠選挙
選挙長 吉 崎 進

綾部市議会議員補欠選挙立候補届出一覧

令和8年1月25日執行

届出 受理 番号	届出年月日	候補者氏名 (ふりがな) 認定した通称 (ふりがな)		届出 の別	住 所	年 齢	所 属 党 派	職 業	新 現 (前) 元 の 別	ウェブサイト等のアドレス
		あ だ ち 立 あ だ ち 立 あ だ ち 立	あ だ ち 立 あ だ ち 立 あ だ ち 立							
1	令和8年1月18日	あ だ ち 立 あ だ ち 立	あ だ ち 立 あ だ ち 立	本人 届出	京 都 府 綾 部 市 和 木 町 橋 戸	満 3 0 歳	無 所 属	損 害 保 険 業	新	
2	令和8年1月18日	あ だ ち 立 あ だ ち 立	あ だ ち 立 あ だ ち 立	本人 届出	京 都 府 綾 部 市 青 野 町 西 ノ 後	満 5 2 歳	無 所 属	会 社 員	新	
3	令和8年1月18日	あ だ ち 立 あ だ ち 立	あ だ ち 立 あ だ ち 立	本人 届出	京 都 府 綾 部 市 井 倉 新 町 土 ノ 上	満 4 7 歳	無 所 属	看 護 師	新	https://qr-official.line.me/gs/M_458vbwcr_GW.png?oat_content=qr

(選挙すべき議員の数1人)